

1	会議名	令和3年 第4回教育委員会会議 会議録	
2	開催日時	令和3年3月23日(火)午後2時30分～午後3時00分	
3	開催場所	2階 特別会議室	
4	出席委員	教育長 守山 敏晴 委員 西村 宏、廣田 登志子、村尾 利勝、竹田 千恵	
5	欠席委員	なし	
6	会議出席者	教育次長 : 三浦 成寿 由宇支所長 : 本田 薫 周東支所長 : 加藤 勝巳 錦支所長 : 下村 豊 美和支所長 : 亀弘 典久 教育政策課長 : 村上 さゆり 学校教育課長 : 林 孝志 学校教育課主幹 : 仁田 誠彦 学校教育課 給食管理室長 : 西岡 薫 青少年課長 教育センター所長兼務 : 福屋 憲道 文化財保護課長 徴古館長兼務 : 後 詳子 生涯学習課長 中央公民館長兼務 : 村重 加代子 中央図書館長 : 山本 圭子 科学センター館長 : 林 孝造	
7	会議従事職員	教育政策課 : 大黒屋 誠、村上 葵	
8	会議録署名委員	西村 宏、廣田 登志子	
9	議事日程		
	日程第1	会議録署名委員の指名について	
	日程第2	報告第3号	所管事項について
	日程第3	議案第10号	岩国市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について
	日程第4	議案第11号	岩国市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
	日程第5	議案第12号	岩国市幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について
	日程第6	議案第13号	岩国市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
	日程第7	議案第14号	岩国市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程について
	会議の概要 教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただいまから令和3年第4回岩国市教育委員会会議を開会します。はじめに、日程第1会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、西村委員と廣田委員にお願いします。</li> <li>本日の議題は、日程第2「報告第3号 所管事項について」、日程第3「議案第10号 岩国市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について」、日程第4「議案第11号 岩国市立学校職員の</li> </ul>	

<p>教育長 村尾委員  美和支所長  村尾委員   美和支所長  村尾委員</p>	<p>勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第5「議案第12号 岩国市幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」、日程第6「議案第13号 岩国市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、日程第7「議案第14号 岩国市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程について」、以上でございます。それでは、日程第2「報告第3号 所管事項について」を議題といたします。これについては、協議会形式で進めたいと思います。各担当部署から先に配布しております行事予定表について、補足又は所管事項に関する懸案等がありましたら説明をお願いします。</p> <p>(懸案事項なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体を通して 御意見・御質問がありましたらお願いします。</li> <li>・美和支所にお尋ねします。ノーテレビ・ノーゲームデーみわ週間について、毎月実施されていますよね。</li> <li>・はい。防災無線等で放送しているのと、今年度は募集していませんが年に1回標語を募集しています。</li> <li>・これは旧美和町の時代からやられているということで、とにかく子供たちが落ち着いて勉強する環境を家族も理解できるので良い取り組みだと思います。地域性が優れています。このノーテレビ・ノーゲームデーの実施状況について4年前までデータを取っていたということで、どれくらい実施されているのかの部分については30～40%の成果が出ていたと思います。ですがやりっぱなしなのはどうかという質問を出したのですが、なかなか良い返事がありませんでした。定期的な地区の校長会は開いていますか。</li> <li>・今年はコロナの関係で前半は行われず、後半に二回開きました。その中でも議題に挙がりまして、今は防災無線と月一回発行される学校だよりでノーテレビ・ノーゲームデーの行事予定を載せて周知しています。</li> <li>・形骸化が心配です。せっかく良い取り組みですので、落ち着いて家庭学習ができる環境を家族共々味わいながらこれを実施するというのは他の地区にない良さがあるわけですから、実施状況も挙げていただきたいと思います。読書好きの子供ができたり、落ち着いた環境の中で家庭学習もできるということで、成績も伸びてくるのではないかと思っているので、ぜひ何らかの形で実施状況についても年に何回かチェックしながら、この伝統ある取り組みを誇っていただいて、実施を高めていただきたいと思います。</li> <li>・先般、小学校と中学校の卒業式に行きました。子供たちも規律正しく生き生きと、卒業式ができる喜びを前面に出していて、職員と一緒に素晴らしい卒業式をやっていました。素晴らしいなと改めて感動しました。各学校、コロナ禍の中でいろいろな苦しい場面もあったと思います。送</li> </ul>
--	---

<p>廣田委員</p>	<p>辞も答辞もそのような内容がすべて書いてありました。学校もよく努力して送り出したと感じます。教育委員会の御指導と各学校の取り組みに素晴らしいものがあつたと思いますので、今後ともこの調子で、来年度も頑張っていたきたいと思います。</p>
<p>学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じですが一言だけ。小・中・高の卒業式に行きましたけれども、高校は県立でしたが、どこもコロナの中で出来る範囲で最大限工夫した式であつたと思います。送辞・答辞それから保護者のお礼の言葉の中にも、このコロナ禍だけ配慮してやっていただいた、卒業式を実施してもらつたということに対する学校への敬意や感謝の言葉がとても多かつたです。できないではなく、やれる範囲でそれぞれの学校が、人数も違うでしょうし、大きさに合わせてやるというのはとても良いことだと思います。</li> </ul>
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私の行った中学校でも保護者が言われていたのが、このたびの臨時休業中やコロナ禍の中で、子供たちの学びを止めないで先生方はずっと宿題やプリントを出して関わってくれてたことに大変感謝しますという謝辞を述べられました。聞いていて私もとても嬉しくなりました。</li> </ul>
<p>学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校の学力についてお聞きしたいのですが、今回公立の岩国高校の入試で、普通科は定員に達していなかったですね。ですが落ちている子もいて二次募集があつたということは、中学生の学力が落ちているのではないのでしょうか。定員以上であつて競争率が高くて落ちているなら分かりますが、定員に満たないのに落ちている子がかなりいて二次募集をせざるを得ないというのは。中学校の学力の状況はどうなつていますか。</li> </ul>
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の高校入試につきまして、実は 600 人ほど二次の枠が出ております。実際の応募は 200 人にも達してなく、元々の定員数が受験する子供の数に合っているかどうかという点に一つ問題があるかと思つております。ですので、定員割れする学校は県内にもたくさん数がありますので、それをもつて一概に子供たちの学力が下がつていゝとは言えないと思つております。</li> </ul>
<p>学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理数科は 1. 何倍だつたんですね。普通科の方が倍率が低くてしかも二次募集をしていましたよね。ということは、よほど学力の低い子が受けているということになるわけですね、落ちているわけですから。その分析は学力の担当の先生がされるとは思いますが。やはり定員に満たないのであれば、受けた子がほとんど通るくらいの学力を付けてあげられないかという印象を受けました。外部なので実態は分かりませんが、あれだけ落ちて更に二次募集があるというのは不思議な感じがしました。特に岩国の学力が落ちていなくて、県内全域と同じような状況であれば仕方ないとは思いますが。</li> <li>岩国高校の場合、第一志望は岩国高校で第二志望が分校ということもあ</li> </ul>

<p>西村委員 学校教育課長 竹田委員</p>	<p>りますし、当然ギリギリのラインでチャレンジしたいと思って受けている子もいますし、調子が悪くて力が十分に発揮できなかったという子供もいらっしゃると思いますので。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心配するようなことではないということですか。</li> <li>・はい。そのように思っています。</li> <li>・春休みになります、日が長くなってきましたので、不審者の声掛け事案が増える時期だと思います。子供たちへの注意喚起や地域の方々の見守り隊ですとかしっかり協力していただいて、事件が起こらないよう気を付けていただきたいと思います。</li> </ul>
<p>青少年課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者については来年度から青少年課担当となるので、注意喚起をしていきたいと思えます。</li> </ul>
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別にないようでしたら、以上で報告第3号を終わります。</li> <li>・次に、日程第3「議案第10号 岩国市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について」を議題といたします。教育政策課から説明をお願いします。</li> </ul>
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第10号 岩国市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について御説明いたします。令和2年12月に国において、押印見直しマニュアルが制定されました。目的は新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、またデジタル時代を見据えて書面主義、対面主義等を見直し、行政手続きにおける住民の負担を軽減し、住民の利便性を図ることとされております。これを受け本市においても、令和3年2月25日に「行政手続・内部手続における押印の見直しについて」が策定されました。これに伴い、教育委員会においても押印の見直しを行うこととなり、本年4月1日から押印の義務付け廃止を行うため、規定の整備を行うものです。</li> <li>・この度提案させていただいております特例規則を定めることで、現在教育委員会が規則の条文や様式の中で押印を求めているも、押印の義務付けを廃止することができるという内容となります。また、押印の義務付けを廃止する具体的な規則は、この度提案の特例規則第2条で「教育委員会が別に定めるもの」としてあります。こちらは、現在市長部局と調整中ですが、今年度を目途に整理したいと考えております。</li> <li>・押印を廃止する具体的な手続きですが、単なる認印として押印を求めている場合は原則廃止いたしますが、印鑑証明の提出を求め印鑑照合を行っている場合など、登録印の押印の求めは存続いたします。また、本人の意思確認を強く求める同意書や委任状なども押印又は署名を存続し、契約書も法により記名押印が求められているため存続いたします。それから市が通知等に押印する公印についても、許認可証や表彰状等を除き、可能な限り省略いたします。また、市職員に押印を求めている会計手続き等の内部書類の押印は原則廃止します。</li> </ul>

教育長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回提案させていただいておりますのは、あくまで特例規則ですので、最終的には個々の規則の見直しが必要となります。今後、各課で見直しがありました段階で改めて御提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上になります。</li> </ul>
各委員 教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。</li> <li>・別にないようでしたら、議案第 10 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。</li> </ul>
学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> <li>・御異議なしと認め、議案第 10 号は原案のとおり決します。</li> <li>・次に、日程第 4 「議案第 11 号 岩国市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課から説明をお願いします。</li> <li>・議案第 11 号 岩国市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。これにつきましては「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、休日の「まとめ取り」のため、変形労働時間制を導入することに伴い、対象となる教育職員の時間外在校等時間の上限等を改正するものです。</li> <li>・休日の「まとめ取り」のための変形労働時間制は、対象となる教育職員の時間外在校等時間に関し、上限時間月 42 時間又は年 320 時間の範囲内になることを条件として、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認める制度ということになります。また本制度は、長期休業期間等において休日を集約して確保する場合に限り、適用することとしております。</li> <li>・これにより、長期休業期間等において休日を集約して確保することで、教師のリフレッシュの時間等を確保し、ひいては児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことに繋がるとともに、教職の魅力向上に資することにより、意欲と能力のある人材が教師を目指すことに繋がることが期待をされております。なお、この規則は令和 3 年 4 月 1 日からの施行としております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</li> </ul>
教育長 西村委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。</li> <li>・意味がよくわからないのですが、規則が変わることによって具体的にどのように変わるのですか。</li> </ul>
学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的に言えば、例えば年度始めや試験、入試前のような業務の繁忙期において、今までの勤務時間よりも 1 時間や 1 時間半長く伸ばすことを可能にする、その 7 時間 45 分を超えたのを 1 日と考え、それを夏休み等の長期休業中に振り分けて休みを取るという制度です。ただしこれをやるには、学校に滞在する時間と勤務時間を引いたものが月 42 時間以内、年 320 時間以内というのが達成できれば、校長が学校職員と協議を</li> </ul>

西村委員 学校教育課長	<p>して実施することが可能になるということなので、今回制度は定めませんが実際に運用するにはまだそこまで勤務時間削減ができていないというのが現状です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 42 時間という一日 2 時間くらいですか。</li> <li>・そうです。中学校で部活をすれば 1 時間半から 2 時間くらいになりますし、当然子供たちは我々の勤務時間よりも 30 分から 1 時間早く学校に来ますので、どうしても先生は早く出て来ざるを得ない。その中で月 42 時間というのをクリアできる学校というのはほんの僅かだと考えております。</li> </ul>
西村委員 学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これはもう少し幅が広い方が使いやすいですね。</li> <li>・今からおそらく部活動などの改革も始まってきますので、教員が部活につかないというような状況が生まれたら可能になってくるかと思えます。小学校であれば勤務の始めや終わりが、時間内に来て時間内に帰れるという制度ができれば可能になると思えます。</li> </ul>
教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別にないようでしたら、議案第 11 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。</li> </ul>
各委員 教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> <li>・御異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり決します。</li> <li>・次に、日程第 5 「議案第 12 号 岩国市幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課から説明をお願いします。</li> </ul>
学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 12 号 岩国市幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。こちらは岩国市立ちどり幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したこと等に伴い提案するものでございます。また現在の実情に合わせ、休園日に土曜日を追加いたしております。この規則は公布の日から施行し、改正後の岩国市幼稚園条例施行規則の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用することとなっております。本来であれば令和 2 年 4 月 1 日付けで行うべきものですが、改正漏れがございましたので今回改めて提案させていただきます。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</li> </ul>
教育長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。</li> <li>・別にないようでしたら、議案第 12 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。</li> </ul>
各委員 教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> <li>・御異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり決します。</li> <li>・次に、日程第 6 「議案第 13 号 岩国市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課から説明をお願いします。</li> </ul>
学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 13 号 岩国市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する</li> </ul>

	<p>規則について御説明いたします。こちらは、これまで通津小学校及び中洋小学校につきましては自校式で学校給食を提供していましたが、令和3年度から岩国給食センターから配送する方式に変更するため、規定の整備を行うものでございます。なお、こちらの規則は令和3年4月1日からの施行としております。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>教育長 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。</li> <li>・別にないようでしたら、議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。</li> </ul>
<p>各委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> <li>・御異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり決します。</li> <li>・次に、日程第7「議案第14号 岩国市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程について」を議題といたします。教育政策課から説明をお願いします。</li> </ul>
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第14号 岩国市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程について御説明いたします。こちらの議案は先ほど御説明いたしました議案第10号の特例規則と同様に、特例規程を定めることで、教育委員会が規程の条文や様式の中で押印を求めているも押印の義務付けを廃止することができるものです。規程につきましても、最終的には個々の規程の見直しが必要になります。今後改めて御提案させていただきますので、よろしく願いいたします。説明は以上になります。</li> </ul>
<p>教育長 西村委員 教育政策課長 西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。</li> <li>・現在押印をしなければならない書類の種類はどれくらいありますか。</li> <li>・通知書や回答書、報告書、照会書など、まだたくさんございます。</li> <li>・どれくらいか分からないくらいあるということですか。</li> </ul>
<p>教育政策課長 村尾委員 西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。</li> <li>・数えられませんよね。就学援助の申請でも何千という単位でしょう。</li> <li>・やはり一覧にしてどれを外すかというのをやっていかないと、出てくる度に判断をしないといけませから。とりあえずリストをつくらないと。</li> </ul>
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別にないようでしたら、議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。</li> </ul>
<p>各委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> <li>・御異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり決します。</li> <li>・本日の議題は以上でございます。それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。</li> </ul>
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の定例会は令和3年4月22日木曜日、市役所本庁2階特別会議室にて14時から所属長会議を、14時30分から教育委員会会議を開催いたします。</li> </ul>
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これをもって、令和3年第4回岩国市教育委員会会議を終了します。</li> </ul>

岩国市教育委員会会議規則第 16 条の規定により署名する。

教育長 守山 敏晴

教育委員 西村 宏

教育委員 廣田 登志子